

契約締結前交付書面

(家賃債務保証業者登録規程第 17 条書面)

家賃債務保証委託申込書の裏面の家賃債務保証委託約款をご参照の上、下記内容をご確認ください。

1 家賃債務保証業者の商号、名称、住所及び電話番号

一般財団法人 高齢者住宅財団
東京都千代田区神田錦町 1-21-1
Tel 03-6880-2781

2 登録番号・登録年月日

国土交通大臣 (1) 第 4 号
平成 29 年 12 月 21 日

3 保証期間

原則として賃貸借契約の始期から終期まで。ただし、賃貸借契約期間の途中から保証申込の手続きを進める場合等はこの限りではございません。

(必ず、契約締結時に発行される家賃債務保証引受証(写)をご確認ください。)

4 保証の範囲 (詳しくは、家賃債務保証委託約款第 3 条をご参照ください。)

滞納家賃 (共益費・管理費を含む)、原状回復費用および訴訟費用

5 保証限度額 (詳しくは、家賃債務保証委託約款第 4 条をご参照ください。)

滞納家賃：家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額の 1.2 倍相当額
原状回復費用および訴訟費用：家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額の 9 倍相当額

6 保証料 (更新する場合の料金も同一。ただし、今後保証料率の変更が行われた場合は、その限りではございません。なお、最低保証料は保証期間にかかわらず、一律 10,000 円です。)

家賃債務保証委託申込書記載の月額家賃の _____ % (保証期間 _____ 年の場合)

7 保証委託契約の契約期間中に中途解約する場合の返還額

中途解約時の返還はございません。

8 求償権の行使方法

原則として家賃滞納が計 3 か月となりますと、配達証明付内容証明郵便により、賃貸人名で賃借人に対して契約解除通告および建物明渡請求を行いません。退去後に賃借人の滞納家賃・原状回復費用等の債務を確定させ、当財団が保証委託契約に基づき、賃貸人に対して代位弁済を行いますが、同時に求償権が当財団へ移ることにより、後日賃借人に対して代位弁済額に下記損害金等を含めて請求します。

9 事前求償に関する定め

家賃債務保証委託約款第 14 条をご参照ください。

10 損害金に関する定め

家賃債務保証委託約款第 13 条をご参照ください。

以上

上記について説明を受け、その内容が意向に沿った契約であることを確認しました。

お申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 お申込者 (入居予定者自署) _____

記入例

※記入欄は青字

契約締結前交付書面

(家賃債務保証業者登録規程第 17 条書面)

家賃債務保証委託申込書の裏面の家賃債務保証委託約款をご参照の上、下記内容をご確認ください。

1 家賃債務保証業者の商号、名称、住所及び電話番号

一般財団法人 高齢者住宅財団
東京都千代田区神田錦町 1-21-1
Tel 03-6880-2781

2 登録番号・登録年月日

国土交通大臣 (1) 第 4 号
平成 29 年 12 月 21 日

3 保証期間

原則として賃貸借契約の始期から終期まで。ただし、賃貸借契約期間の途中から保証申込の手続きを進める場合等はこの限りではございません。

(必ず、契約締結時に発行される家賃債務保証引受証(写)をご確認ください。)

4 保証の範囲 (詳しくは、家賃債務保証委託約款第 3 条をご参照ください。)

滞納家賃 (共益費・管理費を含む)、原状回復費用および訴訟費用

5 保証限度額 (詳しくは、家賃債務保証委託約款第 4 条をご参照ください。)

滞納家賃：家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額 の 1.2 倍相当額
原状回復費用および訴訟費用：家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額 の 9 倍相当額

6 保証料 (更新する場合の料金も同一。ただし、今後保証料率の変更が行われた場合は、その限りではございません。なお、最低保証料は保証期間にかかわらず、一律 10,000 円です。)

家賃債務保証委託申込書記載の月額家賃の 35 % (保証期間 2 年の場合)

7 保証委託契約の契約期間中に中途解約する場合の返還額

中途解約時の返還はございません。

<保証料率>

1年 22.5%	2年 35%	3年 47.5%
4年 60%	5年 72.5%	

8 求償権の行使方法

原則として家賃滞納が計 3 か月となりますと、配達証明付内容証明郵便により、賃貸人名で賃借人に対して契約解除通告および建物明渡請求を行いません。退去後に賃借人の滞納家賃・原状回復費用等の債務を確定させ、当財団が保証委託契約に基づき、賃貸人に対して代位弁済を行いますが、同時に求償権が当財団へ移ることにより、後日賃借人に対して代位弁済額に下記損害金等を含めて請求します。

9 事前求償に関する定め

家賃債務保証委託約款第 14 条をご参照ください。

10 損害金に関する定め

家賃債務保証委託約款第 13 条をご参照ください。

以上

上記について説明を受け、その内容が意向に沿った契約であることを確認しました。

お申込日 2018 年 4 月 1 日

お申込者 (入居予定者自署)

財団 太郎

西暦でご記入ください。

必ずご本人様の直筆でご記入ください。